（別　紙）

平成２１年度監査の結果に対する措置事項の公表
（健康福祉局）

１　監査結果公表年月日

平成２１年９月１５日（広島市監査公表第２４号）

２　監査結果に対する措置事項通知年月日

平成２４年３月３０日（広保食第３７号）

３　監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

食品衛生責任者実務講習会の実施について（所管課：健康福祉局保健部食品保健課）	
監　査　の　結　果	措　置　の　内　容
本市においては，食品衛生法の規定を受け，公衆衛生上講ずべき措置に関し，必要な基準を定めた広島市食品衛生措置基準条例を制定している。この条例において，食品衛生責任者制度を設け，食品関係営業施設（以下「営業施設」という。）の営業者に対し，営業施設又はその施設の部門ごとに食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を設置することや食品衛生責任者に食品衛生責任者実務講習会（以下「実務講習会」という。）を受講させることを義務付けている。 実務講習会の実施については，社団法人広島市食品衛生協会（以下「協会」という。）が行う最新の食の安全・安心に関する情報等を伝える講習会を実務講習会として指定し，協会にその開催や受講者の管理を行わせている。 しかし，平成２０年度における実務講習会の受講率は３９％と低率である上，実務講習会の実施及び食品衛生責任者制度の運用について，次のような問題点があった。	
(1) 協会は，実務講習会の実施に関し，本市が求めている業務（未受講者に対する再通知，未受講施設一覧表の提出等）を十分に履行していなかったが，協会に対し改善指導を行っていなかった。また，経常的に実施している営業施設立入調査時に実務講習会の受講勧奨を行うなどの受講を促す措置を講じる必要があるが，これを十分に行っていなかった。	(1) 協会に対する指導については，平成２１年１０月２０日付けで実務講習会の実施方法について定めた広島市食品衛生責任者実務講習会実施細目を一部改正し，受講対象施設一覧の様式を定めるとともに，未受講施設の営業者に対する再通知の時期及び受講状況等を記入した受講対象施設一覧の保健所への提出時期を明確にし，当該業務が適正に実施されるように指導した。以後，これに基づき，協会から未受講施設の営業者に対する再通知の実施状況及び実務講習会の受講状況について報告を受け，当該業務が適正に実施されていることを確認し

監　査　の　結　果	措　置　の　内　容
	ている。 　また，営業施設立入時の受講勧奨については，平成２１年１０月１日に新たに策定した「食品衛生責任者実務講習会の受講率の向上計画」に基づき，営業許可の更新に伴う施設調査時に，食品衛生監視員が営業者に対して実務講習会を食品衛生責任者に受講させるよう指導するとともに，平成２１年１１月以降の営業許可の更新施設について，更新申請をした日の翌月から６か月を経過しても受講していない営業施設に対し，至急受講するよう保健所長名で文書により通知している（平成２３年１２月末現在までの通知数：７７４施設）。
(2) 個人情報保護対策を行わずに営業許可の更新対象施設の情報を協会に提供していた。 　また，必要な手続を行わず，協会に営業許可に関する情報が入力されている市の環境衛生情報管理システムを使用させ，食品衛生責任者に関する実務講習会の受講履歴等の検索や受講者情報の入力を行わせていた。	(2) 個人情報保護のための全体的な対策として，平成２１年１０月２０日付けで協会と「個人情報等の保護に関する協定書」を締結し，個人情報管理体制の強化を図った。 　その他個別的な対策として，保健所が作成し協会に提供する受講対象施設一覧について平成２１年８月提供分から個人情報を除いた開示可能な営業許可情報のみとした。また，環境衛生情報管理システムへの入出力は，平成２１年８月以降，全て保健所職員が行うよう改善した。
(3) 協会が実務講習会の開催場所として保健所等の行政財産を使用するに当たり，目的外使用許可手続を行わせていなかった。	(3) 協会が実務講習会の開催場所として保健所等を使用する場合は，使用日が平成２１年５月１１日以降，その施設の所管課から行政財産の目的外使用許可を受けていることを確認している。
(4) 実務講習会が，その開催目的を達成するためには，受講対象者である食品衛生責任者が設置されていることが前提となる。 　しかし，食品衛生責任者を設置すべき営業施設において，食品衛生責任者が設置されていない事例が多く見受けられた。	(4) 食品衛生責任者の設置率の向上について ア　営業者に対する指導 　食品衛生責任者の未設置施設の解消を目的として，平成２１年１０月１日付けで「食品衛生責任者の設置率の向上計画」を策定し，未設置施設の営業者に対して，食品衛生責任者を設置するよう文書により指導を行うとともに，これにより改善されない場合は，施設への立入り等を行い，設置するよう指導を行った。 　また，未設置施設の営業者が営業許可の更新申請を行う際は，営業者に対して設置するよう指導を行うとともに，申請から３か月以内に食品衛生責任者を設置する旨の誓約書を提出させた。 　誓約の期間経過後は，食品衛生監視員が，許可施設台帳により食品衛生責任者が設置

<table>
<tr><th>監　査　の　結　果</th><th>措　置　の　内　容</th></tr>
<tr><td></td><td>されたかどうかを確認し，設置されていない場合は，施設への立入り等を行い，設置するよう厳しく指導している。
　さらに，営業許可の新規申請を行う営業者に対しても，未設置施設の更新申請と同様に，設置の指導を行い，誓約書を提出させた。
　これらの取組の結果，食品衛生責任者の設置率は向上（下表参照）しており，今後も，未設置施設に対する指導を継続して行うことにより，未設置施設の早期解消を目指す。
<table><tr><th></th><th>平成21年
4月末現在</th><th>平成22年
3月末現在</th><th>平成22年
12月末現在</th></tr><tr><td>食品衛生責任者を設置すべき施設数</td><td>17，521施設</td><td>15，460施設</td><td>15，685施設</td></tr><tr><td>設置施設数</td><td>11，598施設</td><td>10，938施設</td><td>12，288施設</td></tr><tr><td>未設置施設数</td><td>5，923施設</td><td>4，522施設</td><td>3，397施設</td></tr><tr><td>設置率</td><td>66．2%</td><td>70．8%</td><td>78．3%</td></tr></table>※　営業施設には，スーパーマーケットのように一つの店舗で複数の許可を有する業態があり，より実態に即した設置状況を把握するため，平成２３年３月末から，店舗の数ではなく実際に許可を行った件数を設置施設数として計上するよう，環境衛生情報管理システムを改修したため，従前の数値と比較できるのは平成２２年１２月末まで（システム改修後に算出した平成２３年１２月末現在の設置率８８．２%）。

イ　食品衛生責任者養成講習会の追加開催
　食品衛生責任者の資格を取得する機会を増やすため，これまで月１回開催していた食品衛生責任者養成講習会を，平成２１年１０月から月２回以上開催することとした。
　これにより，新規に食品衛生責任者の資格を取得する人数は，１，５４４人（平成２０年度）から２，０５９人（平成２２年度）に増加した。</td></tr>
<tr><td>(5) 営業者が食品衛生責任者を設置しないときや，食品衛生責任者に実務講習会を受講させなかったときは，食品衛生法第５５条の規定により，営業者に対して，営業許可の取消，又は営業の禁止若しくは停止の行政処分を行うことができると規定されている。
　しかし，「食品衛生法に基づく行</td><td>(5) 食品衛生責任者の未設置施設や食品衛生責任者実務講習会（以下「実務講習会」という。）の未受講施設に対する行政処分の基準について
　食品衛生責任者を設置していない営業施設に対する指導の実効性を確保し，また，行政処分の決定に際して適正な事務処理を行うため，平成２４年３月１５日付けで「食品衛生法に基づく行政処分取扱要領」を一部改正（平成２４</td></tr>
</table>

監　査　の　結　果	措　置　の　内　容
政処分取扱要領」において，これらの事案に適用する行政処分の基準が定められていなかった。 ついては，実務講習会が，法令等の規定に基づき適正に実施されるよう，必要な措置を講じるとともに，食品衛生責任者制度の制定趣旨に沿って適正に運用されるよう，事務を改められたい。	年１０月１日施行）し，処分基準を設けた。 なお，実務講習会は，食品衛生責任者の更なる資質向上を目的とするものである。食品衛生責任者の設置により，営業施設における基本的な面での衛生上の安全性は確保されており，実務講習会を受講しないことが直ちに営業禁止・停止等の行政処分を科すほどの重大な違反に当たるとは認められない。 このため，平成２３年１０月３日付けで広島市食品衛生責任者制度運営要綱及び広島市食品衛生責任者実務講習会実施細目を一部改正し,実務講習会を処分の対象となる講習会から除外した。

平成２２年度監査の結果に対する措置事項の公表
（下水道局）

１　監査結果公表年月日

平成２３年６月１０日（広島市監査公表第２０号）

２　監査結果に対する措置事項通知年月日

平成２４年４月３日（広下経第２９号）

３　監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

消費税及び地方消費税の申告事務について　（所管課：下水道局経営企画課）	
監　査　の　結　果	措　置　の　内　容
下水道事業における平成２１年度課税期間分の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告事務について，次のとおり問題点があった。 ⑴　課税売上げ等の判定について，誤った事務処理が行われていた。 ⑵　課税仕入れ等の判定について，誤った事務処理が行われていた。 ⑶　補助金，負担金等の対価性のない収入である特定収入の算出について，誤った事務処理が行われていた。 ついては，事務処理マニュアルや実効性のあるチェック体制を整備するなど，所要の対策を講じられ，適正な消費税等の申告事務の執行に努められたい。	⑴　消費税の更正請求について 平成２１年度課税期間分の消費税及び地方消費税について，広島東税務署に平成２３年６月３０日に更正請求（３，５０８，０００円）を行い，７月２９日付けで更正決定の通知があり，８月１９日に更正請求どおりの還付金が下水道事業会計に入金された。 ⑵　事務処理マニュアルについて 均一的かつ正確な事務処理を行うため，経営企画課において事務処理マニュアルを作成した。 なお，消費税に係る事務処理が下水道事業の決算に係る事務処理の一部であることから，当該マニュアルの内容は，消費税に限定せず，決算に係る事務処理全体を網羅している。 また，初心者や事務経験の浅い職員でも，決算に係る事務処理の分量や日程等の概要が把握できるよう，事務処理の段階ごとに，決算に係る資料作成の時期及び方法，消費税の課税区分表並びに課税区分判定及び会計事務処理の誤りの事例などを掲載した。 さらに，より具体的な事務処理がイメージしやすいように，平成２２年度の決算時に作成した一般会計繰入精算や消費税確定などに関連する資料の写しを例示として添付している。

監　査　の　結　果	措　置　の　内　容
	⑶　課税等区分のチェックについて ア　課税売上げについて 貸付期間が１か月を超える土地の貸付料を非課税売上げとすべきところ，課税売上げとしたことにより課税売上額が過大になった事例に対しては，平成２３年度から，毎月，貸付期間に応じた課税区分の整理を行うなど，消費税の算出を誤らないよう徹底した。 イ　課税仕入れについて 報酬及び賃金に含まれる通勤手当及び交通費を課税仕入れとすべきところ，不課税仕入れとしたことにより課税仕入額が過少になっていた事例に対しては，平成２３年度から，毎月，支出伝票に添付している賃金支給明細書の交通費を各科目別に一覧表に整理し，確認を行うなど，消費税の算出を誤らないよう徹底した。 ウ　特定収入について 特定収入額の算出に用いる按分比に旧年度の数値を誤って使用したために課税仕入額が過少になっていた事例に対しては，新たに作成した事務処理マニュアルに算出時の留意点等を記載し，平成２３年度決算から担当者以外の職員が算出額のチェックを行うことにするなど，消費税の算出を誤らないよう徹底した。 ⑷　決算時の複数の職員によるチェック体制について 決算に係る事務処理において作成する資料は膨大な量となり，１人の職員では，十分なチェックを行うことが困難であるため，平成２３年度決算から，当該年度の担当者に加え，下水道事業の決算事務の経験がある職員がチェックを行う体制とする。

平成２３年度監査の意見に対する対応結果の公表
（健康福祉局）

１　監査意見公表年月日
　　平成２３年９月８日（広島市監査公表第３８号）
２　監査意見に対する対応結果通知年月日
　　平成２４年３月２０日（広健年第１３４号）
３　監査の意見及び対応の内容

国民健康保険料の減免の決定までの処理期間について（所管課：健康福祉局保険年金課）	
監　査　の　意　見	対　応　の　内　容
国民健康保険料の減免については，広島市国民健康保険条例第２１条第２項に，納付期限前７日までに，申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して，市長に提出することが規定されている。 また，申請書の受理から減免の決定までの期間については，広島市行政手続条例に基づき，国民健康保険事務手引書（保険料減免）に標準処理期間が７日間と定められている。なお，申請を補正するために要する期間は，標準処理期間から除かれている。 しかしながら，申請を補正するために要する期間に関する定めもなく，一部の区役所市民部保険年金課において，申請書類の不備の調整に日数を要し，減免申請の日から１か月を超えて，かつ，国民健康保険料の納付期限までに減免の決定を行っていない事例が見受けられた。 ついては，申請受付時における書類確認チェックリストの作成や不備がある申請に係る補正基準等を国民健康保険事務手引書（保険料減免）に加えるなどして，申請受付後，遅滞なく減免の決定を行うよう努力されたい。	(1) 問題があるとされた事案について 今回処理期間に問題があるとされた事案については，全て減免の決定の事務処理が完了していることを確認した。 (2) 申請受付後，遅滞なく減免の決定を行うことについて 申請書類に不備があった場合の補正基準等を事務処理手順に定めるとともに，提出書類が分かりにくかった「収入減少による生活困窮に係る減免申請」に必要な書類の確認用チェックリストを作成し，平成２４年２月２７日付けで各区市民部保険年金課に通知し，平成２４年３月１日付けで当該事務処理手順及び確認用チェックリストを国民健康保険事務手引書（保険料減免）に追加した。 当該事務処理手順及び確認用チェックリストについては，平成２４年３月１日以降の申請から適用しており，これに基づき適切かつ迅速な事務処理に努めている。